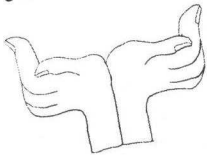


民闘連
ニュース
1975.6 創刊号



発行 民族差別と闘う連絡協議会

民闘連
ニュース
1982.7 第37号



特集「第7回民闘連全国交流集会報告集」



発行 民族差別と闘う連絡協議会

民闘連発足以来、各地の運動を記録し
市民グループを結んできたニュース

「全国民闘連ニュース」

再刊に寄せて

代表 李 仁 夏

全国
民闘連

NEWS

第38号

民族差別と闘う
連絡協議会

大阪民闘連

〒581 八尾市本町

7-11-5喜多ビル301

Tel 0729-24-1030

神奈川民闘連

〒201 川崎市川崎

区桜本1-8-22

Tel 044-288-2997

最近の「民闘連」運動の中で、一番うれしいことは「ニュース」の再刊を決めたことである。

私どもの運動が、これ程息の長い闘いを続けてこれたのは、生活の場である地域の草の根に運動の中心を置き、それぞれの地域で、自由闘連に民族差別と闘いながら、創造的共生を求めていたからである。個々の運動を結びつける「連絡協議会」という名が、すでに、そういう運動の実態を表現している。

「民闘連」運動は、昨年の大阪での全国交流集会を契機に、大きな山場を迎えた。定住外国人基本法制定に向けての議論を経て、「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法案」をかけた、その実現に向けての政治的行動に打って出ようとしている。

そして、それぞれの運動を代表する者たちが、定期的に代表者会議を開き、運動の調整に当り、全国交流集会を準備してきた。上記のような運動体であるだけに、それを横につなげ、参加者全員に民闘連の課題と方向性を共有して頂くための、「ニュース」的性格の機関紙が、この間、休刊してきたことは、運動のために最大の欠けたる部分であった。

勿論「民闘連」は政治団体ではない。「民闘連」のような市民運動が、政治的プログラムを実現させるためには、今まで以上の連絡と結束を図りながら対政府、政党関係に広範なロビー活動を展開し、広く市民への広報活動が必要となる。

このような重要な時点の「ニュース」再刊は時期にかなった決断であったと、そのことを喜び、合わせて、ポケット・マナーの自前の運動をしてきた「民闘連」は読者の財政的支援を切に望むものである。

—主張—

「明日」のための「戦後補償」

兵庫民関連

ヤン テ ホ
梁 泰 昊

指紋拒否から新たな一步を

一九八〇年代の文字通り十年間をつらぬいた「指紋押な

つ拒否」のたたかいが、「恩赦」という予期しない形で一段落をつけることとなった。

この十年間、「屈辱の烙印はもうごめん!」とする素朴かつ悲壮の決意は、「オレ指紋おしてへんねん」という高校生たちのはじけるような明るさによって勇気づけられ、一人一人の胸を揺さぶる奔流を生み出した。「指紋押なつ拒否」は、「共に生きる社会」の実現を推し進めようとする在日韓国・朝鮮人の「人間としての宣言」であった。

この大きなうねりにあわてふためいた法務省は一九八五年、お粗末な五・一四通達でもってごまかそうとしたが、真実を見抜く目をかわすことはできず、昨年六月、法「改正」を行うことによって、それまでの自らの主張をすべて反故にしてしまう醜態を演じ

た。

わずか三十数名の裁判を維持するのに四苦八苦した当局は、残る数百名の拒否者に対して起訴することもできないという自己矛盾を露呈するはかなかった。さらに各地の判決が「執行猶予付罰金」という前代未聞の事実上の無罪を出すにいたって、指紋制度の不当性、不合理性は誰がみても疑いの余地はなく、この苦境を一挙に脱出しようとするウルトラCが「恩赦」であつ

たといえる。

「恩赦」は法務省のものがきを一時的にしのごことにはなつても、「指紋拒否」によつて提起された在日韓国・朝鮮人の人権のために何ら寄与しないばかりでなく、またしても天皇の名の下に、「人間としての声」を押しつぶすのかという憤りを抱くものと言わざるをえない。

しかし、我々は負けたのではない。十年間、「指紋押なつ拒否」を掲げてきたことを誇りとし、心の財産として、新たな一步を踏み出していき

未解決の戦後補償から

民関連運動は、一九八〇年

代を「共生・共闘」の時代ととらえ、定住外国人としての人権の確立をめざしてきたが、指紋闘争はこの認識をさらに深めるものであった。一九七〇年の日立製作所の就職差別に対する裁判闘争をエポック

メイキングとする民族差別との闘いは、行政・企業等のさまざまな国籍差別の撤廃をもちと、一九八二年には難民条約加入の余波とはいえ、社会福祉制度上の国籍条項が本格的に取り払われた。にもかかわらず、指紋押な

つ制度をはじめとする外国人登録法による規制は残されたままであり、具体的には社会参与としての公務員就任や参政権も認められないままである。民間における就職差別も旧態依然であり、最近では多国籍企業のコカ・コーラボトラーズが、自社の行う奨学金制度に国籍差別を設けていることが明るみに出た。

我々の目に触れる民族差別がなお氷山の一角であり、朝鮮人が朝鮮人として生きていくことを許さない背景には、日本の朝鮮に対する植民地支配がいまだ清算されていないことが大きな障壁となっている。

二世から三世への新しい世代交替の中で、民族としての歩みを見失うことなく、在日韓国・朝鮮人の明日を切り拓くために、昨春秋、民関連運動が提起した、日本の戦後責任を明確にさせ、人権保障の法制定をめざすことが、指紋闘争の意義を内実化させる道である。

「恩赦」に反対する声明

日本に定住する韓国・朝鮮人は、日本の朝鮮に対する植民地支配の所産であるにもかかわらず、「日本国籍ではない」ことを理由とする制度上及び社会的意識の面において、偏見と差別にさらされてきました。

かつての植民地侵略においては、天皇の名による「一視同仁」「皇民化政策」によって強制連行、徴用、徴兵、創氏改名などの民族抹殺政策が断行され、戦後においても引き続き「排外と同化」の人権抑圧と民族差別の歴史は連綿と続いています。

この歴史に終止符をうち、「内外人平等と共生」を実現するための制度的保障として、わたくしたちは昨年（一九八八年）一月民間連全国交流集会において「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法（略称「補償・人権法」）案」を提起しました。

そのなかでもふれられている外国人登録法の、特に指紋押なつ制度は「差別の象徴」であり、その本質は一貫して「追放」と治安管理的のための制度であります。

わたくしたちは指紋拒否を「差別に立ち向かう人間解放の正義の闘い」としてとらえ、制度廃止を求める闘争を展開してきました。全国にわたる数多くの拒否者や裁判闘争により、民族差別の実態および指紋押なつ制度の人権侵害性、違憲性が明らかになり、「執行猶予付罰金」という「無罪」と言い替えてもよい判決を出さざるを得ない状況に追い込んでいます。

今回、天皇の死により、「外国人登録法違反」が「恩赦」の対象となりましたが、天皇の「戦争責任」を問う声が内外から出されており、この機に際して、外国人登録法の「悪法」性を反省し、この恥すべき制度の完全撤廃こそ、果たすべき戦後責任の一つであります。

「恩赦」による免訴は、行政の一方的措置による司法判断の停止であつて、何よりも外国人登録法の人権侵害性、違憲性に対するわたくしたちの無罪主張への「口封じ」であり、差別の歴史を「封印」するものであります。

「恩赦」の対象である二回目以降の指紋拒否者については、新法の指紋一回制では本来罪が無効となるところを、経過措置の導入により理論上は罰則の対象としたものの物理的には処罰しないという矛盾を法務省は自らつくってしまったわけです。この矛盾を超法規的措置で解消しようとしたのが今回の「恩赦」であり、いかにも「恩着せがましく罪を許してやる」という侮蔑的措置を断じてゆるすことができません。

さらに、初回拒否者は「恩赦」から除外するということからみても、「必ず一回は指紋を採る」という外国人登録法の治安管理的性がより鮮明にその本質を露呈したといわねばなりません。

在日韓国・朝鮮人に対する日本の歴史責任をうやむやにしないために、また在日韓国・朝鮮人が民族として生きる権利を保障するために、

わたくしたちは「恩赦」措置に断固反対します。

わたくしたちは外国人登録法の抜本改正と完全撤廃のため引き続き闘います。

一九八九年二月八日

民族差別と闘う連絡協議会



「無茶苦茶腹がたつ」抗議のアピールをする兵庫の高校生

(財)日本コカ・コーラボトラーズ育英会

大学奨学金に国籍条項

高校生たちが大阪で抗議集会

撤廃訴え

新聞に投稿

昨年一二月六日朝日新聞朝

刊に、企業が行う大学進学希望者を対象とする育英奨学金制度の国籍条項撤廃を求める投書が掲載された。投書した本人との確認で、(財)日本コカ・コーラボトラーズ育英会であることがわかった。

早速、大阪民開連事務局が

育英会本部(東京)に連絡、撤廃を強く求めたが、事務局長M氏によると「全く撤廃の意思はない」とのことであった。

この育英会には、すでに広島の高専学校同和教育推進協議会が問題を指摘し、長年にわたって改善を求めてきた。ところが、育英会はまともな回答すらせず放置している。民開連は抗議文を提出し、二月二六日大阪での集会を出発点に、高校生を中心に抗議行動を開始することにした。

広島からの抗議を

無視してきた育英会

いわゆる「国籍条項」が、定住外国人の大半をしめる韓国・朝鮮人の排除を意味するのは明らかである。多国籍企

業として有名なコカ・コーラが、足元の韓国・朝鮮人の歴史的経緯、差別の現実を顧みず、一方的に排除するのは明らかな民族差別である。

コカ・コーラは趣旨に「次代の中堅となるべき国民の育成」とあることを排除の理由にあげている。次代の日本社会を担うのは、何も日本国籍者に限られるわけではない。納税の義務をはたし、日本社会でともに生きる定住外国人としての韓国・朝鮮人は当然その一翼を担うのである。

これまで何回も広島から抗議をうけていながら、国籍条項を温存してきた育英会の差別は極めて意識的で悪質なものである。それだけに、単に国籍条項をなくすことのみならず、体質そのものを切り崩す運動が求められている。



民族差別と闘う連絡協議会

抗議ステッカーの販売にご協力を! 1枚50円

三・一〇近畿支部交渉 抗議ステッカーに協力を

二月二六日大阪での抗議集会には、高校生、青年、高校教師等約八〇名が参加した。

高校生が司会やアピールなどの運営全般を担当、徐正禹さん(大阪民開連事務局長)が基調報告を行った。そして、新聞への投書人である下井峰子先生が「学校の教師には差別があることがわかる。でも差別をなくす取り組みにつな

の問題は学校に帰って伝えたい」とアピール。それを受けて、高校生、青年が、韓国・朝鮮人にとっての奨学金制度のもつ重要性や、国籍条項に対する怒りを、自らの体験を含めて次々と発言した。

また集会最後には「①国籍条項の撤廃②国籍条項を存続してきたことへの謝罪と反省③反省に基づく体質の改善」を育英会に要求する決議案を採択した。そして、三月一日午後二時からの近畿支部との交渉(集合午後一時・JR東海道線千里丘西口改札出たところ)への参加と、高校生発案の抗議ステッカーの販売(一枚五〇円)による情宣活動が提起された。

コカ・コーラ育英会の民族差別に抗議し、各地で取り組みを開始しよう!

この問題についての資料や、抗議ステッカーは大阪民開連(☎〇七二九一二四一一〇三〇)にあります。

連帯のアピール

◇広島から◇

私たちは本日、広島において本集会の意義を確認し、参加された皆様に対し心から敬意と連帯のご挨拶を申し上げます。以下、広島でとりくまれてきた経緯を御報告する中で、当のコーカ・コーラ企業が居直ってきた民族差別性の悪どさを明らかにしてみたいと思います。

ことはもとと、すでに一五〇六年前に一高校教員が求人に訪れたコーカ・コーラ人事担当から「うちらは在日朝鮮人を採用しない」と言明されたことに始まります。このことを気にかけていた数年後同じ教員の手もとに本件「日本コーカ・コーラボトラーズ育英会奨学生募集案内」が届き国籍条項が確認されるに及んでついに県内の高校同和教育推進団体（高同教）へ撤廃運動のとりくみを提起したのです。これはまさに「十年來の取り組み」として高同教総括（一九八七年）に記されている事

実であります。このほど古くから問題が指摘されており高同教、全朝教等から抗議をうけてきたにもかかわらず、「本社の管轄だから」等の逃げ口上によって誠意のかけらも示さず今日まで差別体質を増長してかえりみる事がなかった、という所に何よりもコーカ・コーラ企業の許すべからざる問題の一点が確認できると思います。

また、次のような点も見すごすことはできません。一九八三年に交渉団は「山陽コーカ・コーラボトリング」におもむき、国籍条項を第一点とした次に「通信制過程が除外されている」「夜学を除く」という前近代表現で二部学生を排除している。「持ち家等の項」「家族の勤務先、役職の項」「資産・預貯金の項」「職業課高校には配布されていないのはなぜか」「県内一名の採用、普通科校のみ要綱配布、は学力・学力の偏見」等のことを申し入れました。こ

れに対してコーカ・コーラは翌年どうであったかと言いますと、指摘された要綱の問題箇所をマジックで抹消して送りつけ、再び家族欄には「死亡・生別」をつけ加えるといったありさまでした。

一九八七年にはひきつづき四回の交渉がもたれていますが「山陽コーカ・コーラ」はのらりくらりと対応して今日に至っていることはご承知の通りです。この点、大阪民開連の問いに財団事務局長のMが「数年前にも同様の抗議があったが姿勢を変えなかった」とうそぶいたことは、私たち広島島の交渉にかかわった者を激怒させずにはおきません。現状の差別社会を構成する氷山の一角として、改めて企業のもつ民族排外主義への闘いを組み直し、怒りをもって広島においてコーカ・コーラ企業と総体との対決に立ち上がることを表明して連帯の挨拶にかえたいと思います。大阪の運動状況に絶大の敬意をはいつつ共に闘いましょう。

一九八九年二月二六日
全国朝鮮人教育研究協議会・

広島一同

ともに
生きる



在日韓国・朝鮮人の多住地域である川崎・桜本に敗戦直後から住む日本人年配者から話を聞く機会があった。▼日本鋼管の工場敷地内にあった朝鮮人労働者の飯場がいわゆる「朝鮮人部落」と化し、そこに移り住んだ彼は、その後の立ち退き闘争のリーダーにおされてなつたという。▼部落のなかの朝鮮人の生活にふれながら、あるとき、ドロクスの密造の摘発をさけようとドブに流したところ、それを飲んだブタが酔っぱらってしまったという話には笑いだしてしまった。それにつけても当時の民衆の生活力のたくましさのげは、痛切な感じがする。▼トットと語る彼はまた、三人の姉が見売りされて

いったという話を言葉すくなくに語っていた。なにか胸つかれる思いであった。▼在日同胞一世の苦勞のみを考えがちなわたしたちであるけれども、同時代、同空間を悪戦苦闘のなかで生き抜いていた日本人民衆の存在、生きざまを知ることが欠落させてはならないと思わされた。▼彼は「朝鮮人部落」の立ち退きに際し、本来は、苦難を強いられしてきた朝鮮人が多くの分配にあずからねばならないのに、日本人である自分も公平にその分配にあずかったことを今でも感謝しているという。▼「共生」が叫ばれて、なかば流行語にもなりつつある今日、かつて、すでに「共生」が存在していたということを確認することともまた大切なことではないかと思われる。

坂重度（ペンネーム）

代表者会議の報告

「補償・人権法」案について、これまで総合的な視野で、在日の人権のあるべき姿につ

も強かった。案を議論する場がもっと必要ではなかったか」という意見

報告する。例年のごとく参加者九四名と集中した「法的地位」、議論が在留権・参政権に集中したが、今後は「九一年問題」を学習できる入門的な側面も

必要ではないか。同じようなことは「外登法」においても言える。どうしても「主張」に片寄りがちだが、市民グループの実践報告を大切にすべきであった。そういう点で、「雇用・労働」は実践にしほつての具体的報告であり、参加者はかなりの部分で共感を得られたようである。

青年は就職、恋愛、結婚等大学生は学内で支援する外登法の運動について、高校生は本名、指紋、就職等について交流し意見を出しあった。この集会を通じて「民開連らしい」実践交流をしたのは、これら交流会ではなかったかと思う。

年一度の全国交流集會に自腹を切つて遠くから参加するのは、旧交をあたため、新たな仲間との出会いを求めるからである。今回の集會は、民開連史上はじめての一泊二日の日程で行われた。多くの参加者が「もっとゆつくり交流したかった」という感想を持ったようだ。

実践交流に力をいれるべき

今年、分科会数も多く、参加者に方寄りがでた。以下分科会についての主な意見を報告する。

例年のごとく参加者九四名と集中した「法的地位」、議論が在留権・参政権に集中したが、今後は「九一年問題」を学習できる入門的な側面も

去る二月四日～五日、第九回民開連全国代表者會議が大阪で行われた。昨年の全国交流集會の総括に関して、特に議論された点について報告したい。

都道府県別参加者数

福岡	10
広島	13
岡山	11
山口	1
香川	5
島根	1
兵庫	56
京都	31
大阪	511
奈良	36
三重	19
和歌山	1
滋賀	2
石川	5
愛知	6
岐阜	2
富山	1
神奈川	52
東京	26
埼玉	3
不明	2
合計	794

もっと交流の時間がほしかった

いて明文化したものがなく、関心、期待は大である。一方で、若い世代の活動家にとって、法案を理解するための事前学習やテキスト等、検討し深めるための準備が必要である。五月以降各地で予定されているシンポジウム、解説書の作成等によって法案をより多くの人々と検討し共有する取り組みが重要な意味を持っている。

盛り上がった若い世代

青年六〇人、大学生四〇人、民族教師一〇人が集会終了後の交流会に参加した。昼間の高校生交流会には八五名（うち高校生七〇名）が参加し、民開連に参加する若い世代が確実に増えていることは何にもかえがたい財産である。

きざまや子ども会での実践報告など、民開連運動の原点ともいうべきこれらの分科会にあまり人気がないのはここ数年の傾向である。次の集会では持ち方を検討すべきであろう。

第14回全国交流集会を

ふりかえって

第一五回目を迎える全国交流集会は、川崎で開催されます。(一月一日〜二日予定) それまで、それぞれの地域で民族差別と闘う実践をひとつでも多く、一歩でも前進させましょう!

民開連全国交流集会に参加して

兵庫 森木和美さん

各地の活動の状況や、全国に散らばる同じ思いの人々の運動が、この大阪の地で知ることができました。たどりつこうとする目的は一つ、「人間らしく生きる」ことに尽きるのかもしれませんが、そこへの道は迷路のように複雑です。闘いを通してやつと今回のような「保障法」(案)の形が提示されたのだと思います。これも一つの道であり、近い目標が定まったような気がします。

いろいろな分科会がありました。そのどれにも参加したいという気持ちでした。「日本国籍」を持つていることが空気と同じように自明のことだと思っていた者にとって、これらの会議は自分に参加者と同じ立場に置かえる作業をします。私にとって交流集会は学習の場であり、そこへ足を運ぶのは、「どこかおかしい社会」のどこがおかしいのかを改めて認識させてくれるからです。

香川にも民開連のはしり? 百十四銀行クレジット差別事件

香川 佐野通夫さん

昨年まで民開連に参加しても、指紋問題(これも重要な生活問題ですが)の報告だけで在日韓国・朝鮮人の生活問題にまで食い込めなかった香川の状況ですが、今年は生活課題に関わる活動がありました。

本年七月、香川県高松市に本店を置く百十四銀行は、クレジットカードの申し込みをした金さんに対し「外国人の方」という欄には特に記入を行っていないにもかかわらず

う。交流集会は「聖なる」祭り」の役目を果たし、闘うみんなのエネルギー源となったにちがいありません。私も、そのエネルギーのかけらを大切に、学習したことと私の思いを、「人間らしく生きる」ために実らせたいと思います。参加者の皆さん、ご苦勞様でした。



四国から遠路参加してくれた皆さん

ず、名前の欄が「金〇〇」という朝鮮名であったという理由

由のみでクレジットカードの発行を拒否しました。

四回にわたって百十四銀行と交渉し、何が問題であったかを明らかにしない「不快の念を与えた」という文書しか出ていませんが、交渉の過程で百十四銀行の総務部長が「在日朝鮮人のことを知らないのだ、差別を招くことになった」と答え、また在日朝鮮人に関する研修を行うということになったので、文書にはならなかったものの最低限の成果があったものとして交渉を終えました。

融資係が、申込者の名前が朝鮮名であったから何か特別の扱いをせねばならないのではと考えたという、金融機関がその人の経済的信用以外のものにより判断したことが外形的にもはつきりしている事例であるにもかかわらず、本当にこの人たちは差別の痛みがわからないのだろうかと思わされる四カ月でした。

これから全国の仲間とともに頑張りたいと思います。

各地報告

金沢市と話し合い、

行政交渉にはずみ

石川

昨年十二月七日、金沢市と話し合いの場をもちました。これは、市在住の外国人に対する市の政策を問うためのものでした。

市当局が金沢在住の外国人(約一八〇〇人、うち韓国・朝鮮人約一五〇〇人)に対して特別の政策を行ってこなかったこと。また、今後特別な計画も立てていないこと。さらに市職員採用の国籍条項が看護婦・保健婦・准看護婦以外にはあることが明らかになりました。

また、市城南地区の在日韓国・朝鮮人の二八戸が九年にわたり、菊川校下町会連合会

への入会を拒否されてきた件につき、市当局の考えを聞きました。金沢では町内会が行政の下請け機関化しており、公民館や子供会や消防団活動等に市から予算が出ており、市とは密接な関係にあるのです。市も連合会に善処を求めているとのことでしたが、今後、他の問題とともに市との話し合いを続けていく予定です。

一月一八日には城南地区の人の話を改めて聞きました。教えられることも多く、得難い出会いとなりました。

村田進さん発

指導書を作成し公開授業

奈良 良

一九八六年六月に奈良県教育長名で出された「在日外国人(主として韓国・朝鮮籍)児童・生徒に関する指導指針」をうけて、奈良県同和教育研究会で、児童・生徒むけのテキストとその指導書を作成した。

その後、作成だけに終わらず、実際に使って公開授業を作成者でやってみようということになり、一九八八年十一月二四日、十二月三日、八九年一月十九日、二月十三日と四回にわたって公開授業を行った。内容は省くが、五年生で授業を行った時、一人の子から「ウリナラというのは、ヨンホ(在日三世)にとつてはハルモニや」という発言が返ってきた。

奈良は保守的でまだまだではあるが、少しずつ在日朝鮮

人問題について考えていこうという動きがある。三月十一日には、在日朝鮮人教育を考える会主催で「阪神教育闘争」をテーマに、映画と講演会がもたれる予定である。

イスジャ
李秀姿さん発

日時：三月十一日(土)

午後二時より

場所：橿原市中央公民会館

参加費：カンパとして五百円

講演会：当時の体験者

映画：「朝鮮の子ら」

어깨동무
オッケドンム



国籍条項撤廃に燃える

川崎の地から

神奈川

二月一三日に公務員の国籍条項について川崎市との交渉が行なわれました。前回の第一回目は、要望書の回答が出されましたが、市側は誰が責任を持って答えるのが不明確。また、「在日韓国・朝鮮人は市民か」という入口でもシドロモドロで、次回に、しっかりとした窓口を作るということで終わっていました。

差別」という曖昧さ。最後には「制度的に差別ではないか」とこれから検討していく」という答えになったが、まだまだ。

来年度の募集に間に合うかという声が印象的だったように、プロジェクトはできたものの市の消極的な態度は誰もが感じることに、その意味では、まだまだ入口での議論ですがガンバッテ交渉をすすめる中で、国籍条項撤廃だけではなく、総ての「在日」問題を前へすすめたい。

キムスタイル
金秀一さん発

各地報告

岐阜から届いた李家さんの詩です。日本人の両親のもとに生まれ、戦前在日朝鮮人と結婚、サ条約とともに日本国籍を剥奪され、外国人登録の

が強制される。そんな歴史を歩まれ途中で、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別に対しても、李家さんの立場から問い続けてこられました。

昭和の終わりぬ (一)

李家 美代

赤き紙一枚持ちて死に征きし兄よ
昭和の今終りたり
復古調たしかなきざしのテレビ消し
病む父を思う昭和の終る
天皇に戦争責任は無いと言う御意志で
東亜共栄を進めたのでなくとも
國の為には命をも捧げて何の悔やある
もの言はず征きて兄は死にたり
天皇が死んで昭和は終ったが
語りつくべき多くを残して
安堵にも似たる帝政の終りなり
新しき風はアメリカより来ると
生きてあれば言はねばならぬこと
多しこの子等を戦争に行かしめるなく
ナグネとはゆきつく処の無い旅人
在日同胞もわれも含まる
國追われ海渡り来し一世の舅姑も
果てたる昭和の永かり
しなやかにしたたかに生きよと
褐色の両手で握りくればエルトリコ人
※「昭和の終わりぬ」は(一)から(五)まで今年一杯かけて詠みあげます。怒りを多く押さえて出してみました。

各地報告

教員採用の国籍条項撤廃を！

周君の裁判を支える会結成

福岡

福岡では教員採用における国籍条項の撤廃を目指して、昨年十二月十一日に「周人植君の裁判を支える会」の結成集会が行われ、八十名程が参加し発足しました。その後現在までに二回の定例会が開かれ、「支える会」と弁護士、周、の三者でそれぞれの果たすべき役割や、裁判の内容（争点）などについて話し合いました。また弁護士との打合せでは主に訴訟の形として、



福岡の皆さん、向かって右はしが周君

国家賠償請求、行政訴訟の二つをメインとして、できれば三月中にも提訴をということとで合意しています。

今後の予定としては、二月

十九日に第三回定例会が行われ、この裁判のアウトラインがほぼ固まるのではないかと考えられます。以上の様にいよいよ準備も大詰めを迎えようとしています。行事という程大きな動きはまだ未定ですが、「支える会」の会員拡大や細かな作業等で、段々と忙しくなっています。

チュインシク
周人植さん発

指紋裁判、国賠請求一本で

香川

「アルトマン氏の指紋裁判を支える会」から会報「B E I N G」第三号が出ました。二月九日には高松地裁で裁判が開かれ、これまでの「指紋押捺義務不存在確認」訴訟は取り下げ、「国家賠償請求」一本で行くこととしました。（各紙香川版にも報道）。次回公判は五月十八日です。詳細は七五六 香川県善通寺市文京町三丁目二番一号 四国学院大学簡井研究室内 アルトマン氏の指紋裁判を支える会（〇八七七・六二・二一一）までお問い合わせ下さい

佐野通夫さん発

「16才の在日韓国・朝鮮人の指紋拒否者への切替期間短縮措置撤回ならびに外登法抜本改正を求める賛同署名」にご協力ありがとうございました。下記の方々から署名・カンパを送付いただきました。

泉 博子さん（東京）
桜井 一雄さん（大阪）
吹田市教職員組合の皆さん（大阪）
佐野 通夫さん（香川）
鄭 瑛 恵さん（広島）
全通信労働組合北摂支部茨木分会の皆さん（大阪）
全通信労働組合南部支部東住吉分会の皆さん（大阪）
洪 厚 世さん（広島）
菅 香代子さん（広島）
大信享植印刷機の皆さん（大阪）
中村 麻里子さん（三重）

順不同

カンパ合計は123,140円になりました。署名数は1774です。3月中旬に集約しますのでお手元の署名は大阪民関連までお送り下さい。

四月からの行政交渉に向けて

岡山



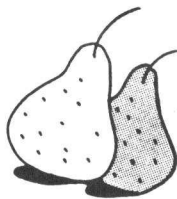
—昨年の民関連集會を担ってくれた
岡山共に闘う会の皆さん

昨年、世界人権宣言四十周年に向けて、闘う会は岡山県

と県下十市に公開質問状を提出した。内容は、公営住宅入居問題と公務員採用問題についてである。全国でも有数の朝鮮人多住地域である水島をかかえる倉敷市の姿勢は極めて悪質であるとして、会は倉敷市との間で、十二月と今年一月の二回にわたって話し合いを行った。また、このような市政を放置したとして、岡山県との間でも一回の話し合

いをもったが、四月以降に設定されている交渉に向けて、私達自身の学習と力量の強化が求められている。当面の課題は、倉敷市との公務員採用問題と、岡山県に要求している啓発パンフの発行である。二月八日に姜博指紋裁判があり、久々に傍聴席が一杯となり、正木孝夫氏の証言と姜博氏本人の意見陳述が行われた。二月十三日には、六十名もの参加者が結集したなかで「恩赦はいらん、指紋もいらん二・一三集會」が開催された。

カン
姜 博さん発



は関係ないし、何ら支障がない実態を証言しています。(一) 一月二二日「指紋もいらん、恩赦もいらん裁判勝利兵庫集會」の翌日、第二十回公判に最終意見陳述で結審した梁泰晃さんの指紋拒否裁判では、本人意見陳述が終わるや否や「次回は追って」と期日指定もせず逃げるように閉廷、ヤジるヒマなし! 弁護団抗議、その後、二月二四日までに「公判開け」の申し入れをしました。

(三) 外登法指紋拒否で逮捕され、強制具で十指紋拷問採取された金成日氏第十三回公判(二月一日)では、直接逮捕取り調べをした尼崎北署の警備課外事担当景行新太郎の証人尋問が行われ、至る所ボロが出て、ヤジと笑いの公判でした。

仲原良二さん発

三つの裁判で民族差別を問う

兵庫

兵庫では、三つの裁判を闘っています。

(一) 神戸市職員採用「国籍条項」違憲訴訟(白龍寅原告)

では、証拠調べに入り、実際に一般事務として働いている外国籍の市職員(尼崎、明石など)が「公権力行使等」に

る外に訴え、出高まふが、行をとり、強生を別し、知りを求むる人、勉強をア差し、勉を正二族のく喜び、大改本。とて喜ばよ阪梅田。こしたは登法名した。共会校した。



各地報告

< 1月2月おもな動き >

- 1/12 全国民闘連「コカ・コーラ育英会」に抗議文提出
 22 「『恩赦』はいらん!『指紋』もいらん!裁判勝利!兵庫決起集会」
 第14回全国交流集会総括実行委員会(大阪)
 23 梁泰昊氏指紋裁判結審(兵庫地裁)
 25 崔久明氏・金博明氏指紋裁判公判(津地裁)
 関西の指紋拒否者「恩赦」拒否声明
 26 金梅子氏指紋裁判判決公判「罰金2万円執行猶予2年」
 (横浜地裁)
 27 指紋拒否訴訟全国連絡協議会会議(東京)
 金一文氏指紋裁判結審(大阪地裁)
 28~29 「三重県木本で虐殺された李基允・喪相度の追悼碑を建立する会」地元で交流と追悼
 29 民族名をとりもどす会シンポジウム(大阪)
 31 民族教育基本方針を要求し八尾市教育委員会交渉(トッカビ)
 2/3 「在日外国人の公務員採用を実現する東京連絡会」狛江市と交渉
 徐翠珍氏指紋裁判結審(大阪地裁)
 4~5 第98回全国代表者会議(大阪)
 6 全国の指紋拒否者「恩赦」拒否声明
 13 八尾市交換留学生制度の国籍条項撤廃を求めて申し入れ
 (八尾安中同胞親睦会)
 川崎市交渉(神奈川民闘連)
 14 洪仁成氏指紋裁判結審(大阪地裁)
 15 李相鎬氏指紋裁判第3回公判(東京高裁)
 16 在日外国人教育基本方針 東京都教育委員会交渉
 21 鄭和江氏第5回公判(大阪高裁)
 「大赦なんかいらん!外登法をさばく大阪集会」
 (大阪外登法問題交流会)
 25 大阪の高校生梅田で指紋撤廃を求め署名カンパニア
 26 (財)コカ・コーラ育英会奨学金国籍条項抗議集会(大阪)

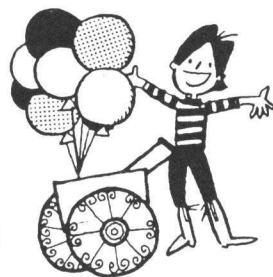
** 全国民闘連ニュース購読者募集 **

- * - 隔月(年6回)発行
 * - 購読料年間2000円
 * 一部300円(郵送料別)
 * - 送金方法

- * 郵便振込「大阪9-76163」
 * 「民族差別と闘う連絡協議会」

* <お問い合わせ>

* 大阪民闘連(☎0729-24-1030)まで



全国民闘連ニュース再刊にあたって 各地の活動報告欄への寄稿について (依頼)

謹啓 皆様にはいよいよご清栄のことと、お慶び申し上げます。常日頃、全国民闘連の活動にご協力賜り感謝いたします。

さて、この度ここ数年途絶えておりました「全国民闘連ニュース」を再刊することになりました。民族差別に反対する市民グループの地道な活動をできるだけ豊富に掲載し、ネットワークづくりに役立てたいと考えます。また、「補償・人権法案」に関する各地での議論の経過についてもお知らせしていきます。全国各地で闘う仲間の皆さんと情報を共有することによって、11月の全国交流集会の議論の活性化を図れるものと考えます。

そこで、各地報告欄への寄稿をお願いする次第です。12月、1月に開催されました行事（集会、交渉、学習会何でも結構です）や、今後予定されておられます行事について400字以内でお知らせ下さい。

一方的なお願いで申し訳ありませんが、どうぞご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

民族差別と闘う連絡協議会

連絡先 大阪民闘連

☎0729-24-



なお、印刷の都合上2月17日に必着でお願いいたします。